

市町村・都道府県・国が行う手続き

(1) 工程表の作成及び公表

- 1 市町村は、人・農地プランの作成に取り組むに当たり、農家組合や集落営農等の代表や地域のコーディネーター役を担う関係機関の意見を聴きながら、対象地区ごとにその実情に応じた工程を明らかにする。
- 2 市町村は、1により工程表を作成した場合には、速やかに都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、2により市町村から提出のあった工程表の内容を確認し、地方農政局(国)に提出する。
- 4 地方農政局は3により都道府県から提出のあった工程表の内容を確認し、都道府県を通じて市町村へ連絡する。
- 5 市町村は4の連絡があった場合には、**速やかに工程表をホームページで公表する。**

(2) 人・農地プランの提出

- 1 市町村は、作成・更新した人・農地プラン及び話合いで活用した地図の写しを都道府県に提出する。
- 2 都道府県は、1により市町村から提出のあった地図の写しのうち、年度末までに作成・更新されたものについて、翌年度の5月末までに地方農政局に提出する。